

地区計画（計画の認定）の手続について

地区計画（計画の認定）における建築物及び工作物の新築等の現状変更行為の手続について御案内します。

手続の流れ

地区計画（計画の認定）内の建築等の現状変更行為の計画

計画内容を事前に相談したい場合は、計画に関する資料をもって申し出てください。



認定申請書の提出（正本及び副本）



審査

認定通知書の交付 及び 認定申請書副本の返却



建築確認申請手続

建築確認の手続が必要な場合は、建築確認申請に先立ち、認定の手続を完了させてください。



工事着工 ⇒ 工事完了

認定を受けた申請の内容を変更しようとする場合は、変更認定の手続が必要です。



完了届の提出



完了検査

完了承認書の交付